



定 款

一般社団法人 喜多方労働基準協会

目 次

1. 定 款

第 1 章	総 則	1
第 2 章	目的及び事業	1
第 3 章	会 員	2
第 4 章	会 員 総 会	3
第 5 章	役 員 等	4
第 6 章	理 事 会	6
第 7 章	資産及び会計	7
第 8 章	定款の変更及び解散	8
第 9 章	事務局及び専門部会	9
第 10 章	情報公開及び個人情報の保護	9
第 11 章	公 告 の 方 法	10
附 則		10

設立 制定 昭和55年5月12日
全面改訂施行 平成25年4月1日

一般社団法人 喜多方労働基準協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人喜多方労働基準協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を福島県喜多方市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、雇用保険法、労働保険の保険料の徴収等に関する法律、じん肺法、最低賃金法等の関係法令の普及促進、一般労働条件の確保・改善、労働災害防止、健康保持増進を図るために必要な事業を行うことにより労働者の福祉の向上と産業の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会報、資料等の配布による広報活動に関する事。
- (2) 労働基準法、労働安全衛生法等関係諸法令の普及に関する事。
- (3) 労働安全衛生法等に基づく登録機関として行う技能講習事業等の実施及び特別教育等安全衛生教育の実施に関する事。
- (4) 労働時間、賃金制度、労働安全衛生等に関する研究及びその活動の推進に関する事。
- (5) 安全衛生用品及び関係図書の斡旋並びに頒布に関する事。
- (6) 職業性疾病の予防及び健康診断の実施に附する援助に関する事。
- (7) 労働保険事務組合の業務に関する事。
- (8) 労働者の福利厚生業務に関する事。
- (9) この法人と同趣旨、同目的を有する諸機関との事業委託業務及び連繫に関する事。
- (10) その他この法人の目的を達成するために必要な事。

第3章 会員

(種別)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
 - (2) 名誉会員 この法人に、特に功労のあった者又は学識経験者で、会員総会において推薦された者
- 2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(入会)

第6条 この法人の正会員になろうとする者は、理事会の定める入会申込書により申込みをし、その承諾を受けなければならない。ただし、名誉会員に推薦された者は、入会手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。

(入会金及び会費)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員になった時及び毎年、正会員は、会員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は会員である団体が解散したとき。
- (4) 第7条の支払義務を1年間以上履行しなかったとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総会員の同意があったとき。

(退会)

第9条 正会員又は名誉会員は、理事会において定める退会届を提出することにより任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、会員総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、会員総会の1週間までに、理由を付して除名する旨を通知し、会員総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款又はその他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

- 第11条** 正会員が第8条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。
- 2 この法人は、正会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返納しない。

第4章 会員総会

(構成)

- 第12条** 会員総会は、すべての正会員をもって構成する。
- 2 前項の会員総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

- 第13条** 会員総会は、次の事項について決議する。
- (1) 会員の除名
 - (2) 理事及び監事の選任又は解任
 - (3) 理事及び監事の報酬等の額
 - (4) 定款の変更
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
 - (6) 事業計画書及び収支予算書の承認
 - (7) 解散及び残余財産の処分
 - (8) その他会員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(招集及び開催)

- 第14条** 会員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
- 2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、会員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、会員総会の招集を請求することができる。
 - 3 会員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項その他法令に定める事項を記載した書面をもって、開催日の2週間前までに通知を発しなければならない。
 - 4 会員総会は、定時会員総会として毎年1回事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に、臨時会員総会を開催する。

(議長)

第15条 会員総会の議長は、当該会員総会において出席正会員の中から選出する。

(定足数)

第16条 会員総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議決権)

第17条 会員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 会員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面議決権等)

第19条 やむを得ない理由のため、会員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって議決し、又は他の正会員を代理人として、議決の行使を委任することができる。

2 前項の場合における前条第1項及び第2項の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 会員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した正会員の中から会員総会において選出された議事録署名人2名が、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員等

(役員を設置)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 30名以上35名以内
- (2) 監事 2名

- 2 理事のうち1名を会長、1名を専務理事とする。
- 3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、会員総会の決議によって選任する。

- 2 会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 4 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 5 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 専務理事は、会長を補佐して業務を執行する。
- 4 会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。

- 2 理事及び監事は、再任されることができる。
- 3 理事及び監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任される者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 4 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、会員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、第18条第2項に定める会員総会の決議によらなければならない。

(報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、理事及び監事には、業務に要した費用を支給することができる。その場合の必要事項は会員総会の議決を経て、会長が別に定める。

(取引の制限)

第28条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
- (3) この法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(顧問)

第29条 この法人に顧問を若干名選任することができる。

- 2 顧問は、理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に関し理事会に出席して意見を述べることができる。

第6章 理事会

(構成)

第30条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び専務理事の選定及び解職

(招集及び開催)

第32条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び監事に対して通知しなければならない。

- 4 理事会は、通常理事会及び臨時理事会とする。
- 5 通常理事会は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上開催する。概ね4月及び12月の時期とする。
- 6 臨時理事会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 会長以外の理事から、会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。
 - (3) 監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数)

第34条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開催することができない。

(決議)

- 第35条** 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第36条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

(議事録)

- 第37条** 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した会長（議長）及び監事は、前項の議事録に記名押印するものとする。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第38条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算書)

第39条 この法人の事業計画及び収支予算書については、毎事業年度の開始の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て、直近の会員総会に報告する。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第40条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 公益目的支出計画実施報告書
- (4) 貸借対照表
- (5) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (6) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第5号の書類については、定時会員総会に提出し、第1号及び第3号の書類についてはその内容を報告し、第4号及び第5号の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

4 公益目的支出計画実施報告書は、一般の閲覧に供する。

(剰余金の分配の禁止)

第41条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、会員総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第43条 この法人は、会員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属等)

第44条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、会員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 事務局及び専門部会

(事務局の設置)

第45条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局に、事務局長並びに職員を若干名置くものとする。
- 3 事務局長及び職員の任免は、理事会が選任し会長が行う。
- 4 事務局長は、理事をもって充てることができる。
- 5 前各号に定めるもののほか、事務局に関する事項は別に定める。

(専門部会)

第46条 この法人には、第4条に定める事業の遂行を援助するため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の組織及び運営に関する規則は、理事会において別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第47条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
 - (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
 - (3) 理事及び監事の名簿
 - (4) 認可及び登記に関する書類
 - (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
 - (6) 役員等の報酬規程
 - (7) 事業計画及び収支予算書
 - (8) 事業報告書及び収支計算書等の計算書類
 - (9) 監査報告書
 - (10) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるものとする。

第10章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第48条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議によって定める。

(個人情報の保護)

第49条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議によって定める。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第50条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は、唐 橋 幸 市 郎 とする。
- 3 この法人の最初の専務理事は、佐 藤 正 夫 とする。
- 4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第38条の規定にかかわらず、解散の登記の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。